

定 款

一般社団法人 大阪湾環境再生研究・  
国際人材育成コンソーシアム・コア

# 定 款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コアと称する。

### (主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

### (目的)

第 3 条 当法人は、海の環境保全・再生と関連産業の創出・活性化を目指すことを目的として、以下の事業を行う。

1. 沿岸域における食物連鎖と生物多様性の回復、海水の浄化促進に寄与する干潟や浅場などの整備、水環境技術の開発、鉛直混合促進等による大阪湾環境再生事業
2. 大量に発生する藻類などのバイオマスを利用し、海洋性バイオ産業等を推進することにより、栄養物質の円滑な循環や海の持つブルーカーボン機能の向上などを目指す環境型事業
3. アジアをはじめとする諸外国の環境問題に携わる実践的・国際的な環境人材育成事業
4. 以上の各事業に係る啓発・PR事業
5. 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

### (公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告の方法による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 社員

### (法人の構成員)

第 5 条 当法人は、次の会員で構成する。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人、団体
  - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人、団体
- 2 前項の会員のうち一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。なお、この定款において社員とは、一般会員を指す。
- 3 当法人の会員となるには、理事会において別に定めるところにより入社  
の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
  - 4 会員たる者が法人または団体である場合は、法人または団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する 1 名の者を定め、当法人に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (経費等の負担)

第 6 条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、それに必要な会費を支払う義務を負う。本条の会費は、社員については、法人法第 27 条に規定する経費とする。

- 2 会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費一

口以上を納付しなければならない。

**(退社)**

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

**(除名)**

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

**(会員資格の喪失)**

第9条 前2条のほか、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき
- (2) 当該社員が死亡したとき、もしくは法人、団体が解散、消滅したとき

### 第3章 社員総会

**(社員総会)**

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

**(権限)**

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(招集)**

第12条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

**(決議の方法)**

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

**(議決権)**

第14条 社員の議決権は第6条に定める会費一口につき1個とする。ただし、一社員当たりの議決権は10個を上限とする。

**(議長)**

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会で社員の中から議長を選出する。

**(書面による議決権行使)**

第16条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を第14条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

**(役員の実任免除)**

第26条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## **第5章 理事会**

**(構成)**

第27条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会はすべての理事で構成する

**(権限)**

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職。この場合において理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

**(招集)**

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

**(議長)**

第30条 理事会の議長は、代表理事とする。

**(決議)**

第31条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## **第6章 基金**

**(基金の拠出)**

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

**(基金の募集)**

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

**(基金の拠出者の権利)**

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

**(基金の返還の手続)**

第36条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 資産及び会計

**(事業年度)**

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

**(事業計画及び収支予算)**

第38条 当法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(事業報告及び決算)**

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重

要なものを記載した書類  
(余剰金の分配の禁止)  
第40条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

### (最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

### (定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コアを設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士吉村道和は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成24年8月27日

設立時社員 上 嶋 英 機

設立時社員 大 塚 耕 司

設立時社員 矢 持 進

上記設立時社員3名の定款作成代理人  
大阪府中央区東心斎橋一丁目3番10号  
長堀堂ビル7階  
司法書士 吉 村 道 和